

各団体の長 殿

東京労働局雇用環境・均等部長  
( 公 印 省 略 )

雇用型テレワークに関するガイドライン等に関する周知について（ご依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より東京労働局の業務の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、テレワークは、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、育児・介護と仕事の両立の手段となるとともに、ワーク・ライフ・バランスに資することができ、多様な人材の能力の発揮が可能となる制度です。

一方、労働者がテレワークを行う場合においても、労働基準法等の労働関係法令が適用されるため、法令に基づく適切な労務管理を行う必要があります。また、近年においては、在宅勤務だけではなくいわゆるサテライトオフィス勤務やモバイル勤務の普及が進んでいます。

このため、昨年3月に決定された「働き方改革実行計画」では、従来の「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」（在宅勤務ガイドライン）を刷新し、サテライトオフィス勤務やモバイル勤務の活用方法や長時間労働を防止するための対策事例等を盛り込んだガイドラインを策定することとされました。

これを受け、厚生労働省においては本年2月、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」（雇用型テレワークに関するガイドライン）を策定し、テレワークの適切な導入及び実施が図られるよう周知を進めているところです。

つきましては、本ガイドラインのパンフレットをお送りしますので、その内容をご一読いただくとともに、貴団体におかれましても、同封の文例をご活用いただき、会報やHPへの掲載等により会員企業等へ周知いただきたくご協力をお願い申し上げます。

また、東京労働局では、ゴールデンウィークにおける年次有給休暇の取得促進についても周知を進めております。これにつきましてもリーフレット等を同封しますので、併せて掲載いただければありがたく存じます。

なお、掲載等にご協力いただけた際は、以下の担当までご連絡いただくか会報等をご提供いただければ幸いです。

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

〒102-8305 千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎14階

TEL: 03-3512-1611 / FAX: 03-3512-1555 【担当】能堀（ノボリ）